



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	1
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局総務課	3
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局総務課	4
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の廃止	行財政局総務課	6
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	11
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	19
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	22
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	23
告示	地縁による団体の清算終了の告示(元栄海四丁目町内会)	地域協働局地域活性課	25
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(栄団地自治会)	地域協働局地域活性課	26
告示	建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件(平成24年4月神戸市告示121号)の一部改正	建築住宅局建築指導部 建築安全課	27
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(北区:松が枝町地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	28
公告	建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	29
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	30
公告	建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく認定の取消し	建築住宅局建築指導部 建築安全課	31
公告	神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の事業計画の決定	都市局工務課	32
公告	神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の事業計画の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	都市局工務課	33
公告	開発行為に関する工事の完了(東灘区岡本8丁目)	都市局都市計画課	34
公告	神戸市名誉市民条例による名誉市民の顕彰	市長室秘書課	35

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(新長田駅前ビル)	経済観光局経済政策課	37
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	39
教育委員会	神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	46
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	50

神戸市告示第381号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和6年9月4日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和6年9月5日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年9月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和6年9月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年9月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年9月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年9月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年9月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年9月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和6年9月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年9月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年9月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年9月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年9月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 1台		

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

神戸市告示第382号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の 寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
兵庫県国民健康保険被保険者資格 確認書（特別療養）	市の印	1	隸書	方11

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

神戸市告示第383号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

この運用は令和7年4月1日からとする。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
市民税・県民税・森林環境税 税額通知書（配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方9
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
軽自動車税（種別割）納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書（車検用納税証明書）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
軽自動車税（種別割）変更（減額）通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
法人市民税の減免通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
法人市民税の更正・決定通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
固定資産税・都市計画税 納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
固定資産税（償却資産） 納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
固定資産税（償却資産） 価格等決定・修正通知書兼納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
督促状	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15

過誤納金還付兼充当通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
徴税吏員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
財産差押吏員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
固定資産評価補助員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15

神戸市告示第384号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件（平成19年8月告示第309号、平成23年4月告示第82号、平成25年11月告示第480号、令和元年9月告示第560号、令和2年2月告示第765号、令和2年4月告示第14号、令和2年4月告示第47号、令和3年2月告示第801号、令和3年3月告示第903号、令和3年4月告示第19号及び令和6年3月告示第611号）は廃止する。
この運用は令和7年4月1日からとする。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

神戸市告示第385号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
入谷耳鼻咽喉科	神戸市垂水区星が丘3丁目4番8号	令和6年9月1日
舞たもん薬局	神戸市垂水区舞多聞東3丁目2番18号	令和6年8月31日
ルーツ薬局 六甲アイランド店	神戸市東灘区向洋町中2丁目10番	令和6年9月1日
あおぞら薬局 甲南山手店	神戸市東灘区森北町1丁目7番13号	令和6年9月1日
ファン薬局 王塚台店	神戸市西区王塚台6丁目12番	令和6年9月1日
医療法人社団緑風会みんなのクリニック	神戸市西区北山台2丁目27番6号	令和6年9月1日
クラシ訪問看護ステーション 神戸三宮	神戸市中央区日暮通4丁目1番1号	令和6年10月1日
セントケア訪問看護ステーション神戸	神戸市中央区多聞通2丁目4番4号	令和6年10月1日
ありま道心療内科	神戸市東灘区住吉宮町4丁目3番13号	令和6年10月15日
コクミン薬局 プリコ六甲道店	神戸市灘区永手町4丁目1番1号	令和6年10月1日
V・drug 垂水つつじヶ丘薬局	神戸市垂水区つつじが丘4丁目1398番30号	令和6年10月1日
いななみクリニック	神戸市西区曙町1096番地3	令和6年10月1日
湊川ファミリークリニック	神戸市兵庫区下沢通3丁目1番25号	令和6年10月1日
ココ訪問看護・リハビリステーション	神戸市垂水区舞子坂2丁目1番3号	令和6年10月1日

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

神戸市告示第386号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
前川歯科	神戸市兵庫区湊山町2番3号	令和6年8月31日
小林歯科医院	神戸市垂水区本多聞4丁目1番255号	令和6年9月30日
なかの歯科	神戸市東灘区本山南町2丁目6番2号	令和6年8月31日
黒田歯科医院	神戸市中央区京町7番1号	令和6年7月31日
ひかり薬局	神戸市須磨区平田町3丁目4番3号	令和6年8月30日
わかば薬局	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27番7号	令和6年9月7日
東神戸薬局ひかり店	神戸市東灘区住吉本町1丁目24番22号	令和6年8月31日
入谷耳鼻咽喉科	神戸市垂水区星陵台1丁目4番8号	令和6年8月31日
舞たもん薬局	神戸市垂水区舞多聞東3丁目2番18号	令和6年8月30日
マリン薬局	神戸市東灘区向洋町中2丁目10番	令和6年8月31日
アール調剤薬局	神戸市東灘区森北町1丁目7番13号	令和6年8月31日
みんなのクリニック	神戸市西区北山台2丁目27番6号	令和6年8月31日
ウィルにこやか薬局	神戸市西区王塚第6丁目12番	令和6年8月31日

神戸市告示第387号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ナイスケア	(新)神戸市兵庫区荒田町3丁目14番7号 (旧)神戸市兵庫区荒田町1丁目6番3号	合同会社 AKASHI	兵庫県明石市大久保町高丘6丁目17番地の3	令和6年8月1日	居宅介護支援 (ケアプラン作成)

神戸市告示第388号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
村佐 香苗（訪問鍼灸 たか）	村佐 香苗	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番 1号	令和6年9 月30日
田中 祐次（訪問鍼灸 たか 兵庫治療院）	田中 祐次	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和6年9 月30日
田中 祐次（訪問鍼灸 たか）	田中 祐次	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番 1号	令和6年9 月30日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
前田 静男（OK御影 整骨院）	前田 静男	神戸市東灘区御影中町3丁目1番1 5号	令和6年9 月30日

神戸市告示第389号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
武隈 大樹（ハピネス治療院）	武隈 大樹	神戸市垂水区西舞子2丁目1番4号	令和6年10月1日
村佐 香苗（訪問鍼灸よつば治療院）	村佐 香苗	神戸市須磨区千歳町3丁目4番4号	令和6年10月1日
山本 健司（訪問鍼灸たか）	山本 健司	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目1番1号	令和6年10月10日

2. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
武隈 大樹（ハピネス治療院）	武隈 大樹	神戸市垂水区西舞子2丁目1番4号	令和6年10月1日

神戸市告示第390号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
2870100993	うれしの	兵庫県神戸市東灘区魚崎中町1丁目7-15 横田マンション101号	有限会社うれしの	兵庫県神戸市東灘区北青木3丁目22-19 マンション福303号	令和6年9月6日	訪問介護
2865090407	訪問看護ステーションうさぎ北事業所	兵庫県神戸市中央区八幡通三丁目1番14号サンサポートビル3F	コウダイケアサービス株式会社	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町1丁目16-3	令和6年9月30日	介護予防訪問看護
2865090407	訪問看護ステーションうさぎ北事業所	兵庫県神戸市中央区八幡通三丁目1番14号サンサポートビル3F	コウダイケアサービス株式会社	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町1丁目16-3	令和6年9月30日	訪問看護
2870501521	ステップケア	兵庫県神戸市兵庫区西柳原町4-22-201	有限会社阪神メディアプラン	兵庫県神戸市兵庫区西柳原町4-22-201	令和6年9月30日	訪問介護

2870501612	兵庫在宅福祉センター	兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地	社会福祉法人 海光園	兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地	令和6年9月30日	通所介護
2875205367	Heart full	兵庫県神戸市西区今寺3-9 ミュゼ大蔵谷401	株式会社Heart full	兵庫県神戸市西区今寺3-9 ミュゼ大蔵谷401	令和6年9月30日	訪問介護

神戸市告示第391号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860790431	アクセプル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区白川台6丁目4番地44尾崎ビル303号室	合同会社アクセプル	兵庫県神戸市西区井吹台西町八丁目2番地の1プラウドシティ神戸西神南410号室	令和6年10月1日	介護予防訪問看護
2860790431	アクセプル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区白川台6丁目4番地44尾崎ビル303号室	合同会社アクセプル	兵庫県神戸市西区井吹台西町八丁目2番地の1プラウドシティ神戸西神南410号室	令和6年10月1日	訪問看護
2860790449	アーチ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市須磨区須磨本町1丁目1番46号ウエスト天神101号室	株式会社アーチ在宅リハビリテーション研究所	大阪府豊中市長興寺北三丁目6番46号	令和6年10月1日	介護予防訪問看護
2860790449	アーチ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市須磨区須磨本町1丁目1番46号ウエスト天神101号室	株式会社アーチ在宅リハビリテーション研究所	大阪府豊中市長興寺北三丁目6番46号	令和6年10月1日	訪問看護

2860890595	ココ訪問看護・リハビリステーション	兵庫県神戸市垂水区舞子坂2丁目1番3号	合同会社C o C o	兵庫県神戸市垂水区舞子坂2丁目1番3号	令和6年10月1日	介護予防訪問看護
2860890595	ココ訪問看護・リハビリステーション	兵庫県神戸市垂水区舞子坂2丁目1番3号	合同会社C o C o	兵庫県神戸市垂水区舞子坂2丁目1番3号	令和6年10月1日	訪問看護
2865190728	訪問看護ステーションみなと	兵庫県神戸市中央区大日通二丁目2番6号大日マンション203号室	RACC合同会社	兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目1番29号カサベラビルC&M403	令和6年10月1日	介護予防訪問看護
2865190728	訪問看護ステーションみなと	兵庫県神戸市中央区大日通二丁目2番6号大日マンション203号室	RACC合同会社	兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目1番29号カサベラビルC&M403	令和6年10月1日	訪問看護
2865190736	セントケア訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市中央区多聞通2-4-4ブックローン神戸ビル東館2階	セントケア西日本株式会社	兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目4番4号	令和6年10月1日	介護予防訪問看護
2865190736	セントケア訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市中央区多聞通2-4-4ブックローン神戸ビル東館2階	セントケア西日本株式会社	兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目4番4号	令和6年10月1日	訪問看護
2865190744	クラシ訪問看護ステーション 神戸三宮	兵庫県神戸市中央区日暮通4-1-1-203	Kurashi 株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山北町2-13-5	令和6年10月1日	介護予防訪問看護

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

2865190744	クラシ訪問 看護ステー ション 神 戸三宮	兵庫県神戸 市中央区日 暮通4-1- 1-203	Kurashi 株 式会社	兵庫県神戸 市東灘区本 山北町2 -13-5	令和6年10 月1日	訪問看護
2865290692	訪問看護ス テーション リノ	兵庫県神戸 市西区竹の 台五丁目19 番21号	株式会社A SK	兵庫県神戸 市西区竹の 台五丁目19 番地の21	令和6年10 月1日	介護予防訪 問看護
2865290692	訪問看護ス テーション リノ	兵庫県神戸 市西区竹の 台五丁目19 番21号	株式会社A SK	兵庫県神戸 市西区竹の 台五丁目19 番地の21	令和6年10 月1日	訪問看護
2870103419	あっぷ居宅 支援ステー ション	兵庫県神戸 市東灘区御 影本町8丁 目13番22 号御影エナ ムール1階 A	株式会社ド ルトアップ	兵庫県神戸 市東灘区御 影本町8丁 目13番22 号御影エナ ムール1階 A	令和6年10 月1日	介護予防支 援
2870103930	ケアプラン スイッチオ ン神戸御影 居宅介護支 援事業所	兵庫県神戸 市東灘区御 影本町8- 1-8	株式会社ス イッチオン サービス	兵庫県伊丹 市鴻池三丁 目16番10 号	令和6年10 月1日	居宅介護支 援
2870103948	訪問介護事 業所 遊明 楽	兵庫県神戸 市東灘区御 影中町4- 2-1 ス マイリング ライフ203	株式会社ア ソビゴエ	兵庫県神戸 市中央区中 町通四丁目 2-11 村 上ビル3F	令和6年10 月1日	訪問介護
2870103955	かがやき訪 問介護事業 所	兵庫県神戸 市東灘区鴨 子ヶ原三丁 目5番11号	株式会社か がやき	兵庫県神戸 市東灘区鴨 子ヶ原三丁 目5番11号	令和6年10 月1日	訪問介護

2870504178	ケアステーション一華	兵庫県神戸市兵庫区荒田町2丁目11-4クレアーレ201	合同会社一華	兵庫県神戸市兵庫区荒田町二丁目11-4クレアーレ201	令和6年10月1日	訪問介護
2870703663	オービーホーム須磨訪問介護	兵庫県神戸市須磨区白川台3丁目61-2-403	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273番7	令和6年10月1日	訪問介護
2870703671	SDクルーズ神港園妙法寺	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石1番4号	社会福祉法人 神港園	兵庫県神戸市西区神出町東字丸ヶ岡1188番地の345	令和6年10月1日	通所介護
2870804800	ライフサポート Days	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号リッツハイツ星陵台303号室	合同会社 t s u n a g u	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号	令和6年10月1日	訪問介護
2870804818	チャームスイート神戸垂水	兵庫県神戸市垂水区宮本町1番29号	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号	令和6年10月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
2870804818	チャームスイート神戸垂水	兵庫県神戸市垂水区宮本町1番29号	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号	令和6年10月1日	特定施設入居者生活介護
2870804826	オービーホーム神陵台訪問介護	兵庫県神戸市垂水区神陵台8-1-12 イトウビル3F北	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273-7	令和6年10月1日	訪問介護

2875004364	ケアステーションりあん	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町1-8-8 ベルグリーン 鈴蘭台303号室	株式会社まな	兵庫県神戸市須磨区禅昌寺町一丁目18番22号	令和6年10月1日	訪問介護
2875004372	カトレアロイヤル神戸	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町3丁目12-48	社会福祉法人 まなの会	兵庫県三木市福井字鷹尾1981-1	令和6年10月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
2875004372	カトレアロイヤル神戸	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町3丁目12-48	社会福祉法人 まなの会	兵庫県三木市福井字鷹尾1981-1	令和6年10月1日	特定施設入居者生活介護

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

神戸市告示第392号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870103948	訪問介護事業所 遊明楽	兵庫県神戸市東灘区御影中町4-2-1 スマイリングライフ 203	株式会社アソビゴエ	兵庫県神戸市中央区中町通四丁目2-11 村上ビル3F	令和6年10月1日	介護予防訪問サービス
2870103948	訪問介護事業所 遊明楽	兵庫県神戸市東灘区御影中町4-2-1 スマイリングライフ 203	株式会社アソビゴエ	兵庫県神戸市中央区中町通四丁目2-11 村上ビル3F	令和6年10月1日	生活支援訪問サービス
2870703663	オービーホーム須磨 訪問介護	兵庫県神戸市須磨区白川台3丁目61-2-403	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273番7	令和6年10月1日	介護予防訪問サービス
2870703663	オービーホーム須磨 訪問介護	兵庫県神戸市須磨区白川台3丁目61-2-403	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273番7	令和6年10月1日	生活支援訪問サービス
2870703671	SDクルーズ神港園妙法寺	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石1番4号	社会福祉法人 神港園	兵庫県神戸市西区神出町東字丸ヶ岡1188番地の345	令和6年10月1日	介護予防通所サービス

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

2870804800	ライフサポート Days	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号リッツハイツ星陵台303号室	合同会社 t s u n a g u	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号	令和6年10月1日	介護予防訪問サービス
2870804800	ライフサポート Days	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号リッツハイツ星陵台303号室	合同会社 t s u n a g u	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号	令和6年10月1日	生活支援訪問サービス
2870804826	オービーホーム神陵台訪問介護	兵庫県神戸市垂水区神陵台8-1-12 イトウビル3F北	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273-7	令和6年10月1日	介護予防訪問サービス
2870804826	オービーホーム神陵台訪問介護	兵庫県神戸市垂水区神陵台8-1-12 イトウビル3F北	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273-7	令和6年10月1日	生活支援訪問サービス
2875004364	ケアステーションりあん	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町1-8-8 ベルグリーン鈴蘭台303号室	株式会社まな	兵庫県神戸市須磨区禅昌寺町一丁目18番22号	令和6年10月1日	介護予防訪問サービス
2875004364	ケアステーションりあん	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町1-8-8 ベルグリーン鈴蘭台303号室	株式会社まな	兵庫県神戸市須磨区禅昌寺町一丁目18番22号	令和6年10月1日	生活支援訪問サービス

2872005802	訪問介護事業所 ヤシの木	兵庫県明石市北王子町2-8-1	株式会社 グルック	兵庫県明石市北王子町2-8-1	令和6年10月1日	介護予防訪問サービス
2872005802	訪問介護事業所 ヤシの木	兵庫県明石市北王子町2-8-1	株式会社 グルック	兵庫県明石市北王子町2-8-1	令和6年10月1日	生活支援訪問サービス

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

神戸市告示第393号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870100993	うれしの	兵庫県神戸市東灘区魚崎中町1丁目7-15 横田マンション101号	有限会社うれしの	兵庫県神戸市東灘区北青木3丁目22-19 マンション福303号	令和6年9月6日	介護予防訪問サービス
2870100993	うれしの	兵庫県神戸市東灘区魚崎中町1丁目7-15 横田マンション101号	有限会社うれしの	兵庫県神戸市東灘区北青木3丁目22-19 マンション福303号	令和6年9月6日	生活支援訪問サービス
2870501521	ステップケア	兵庫県神戸市兵庫区西柳原町4-22-201	有限会社阪神メディプラン	兵庫県神戸市兵庫区西柳原町4-22-201	令和6年9月30日	介護予防訪問サービス
2870501612	兵庫在宅福祉センター	兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地	社会福祉法人 海光園	兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地	令和6年9月30日	介護予防通所サービス
2875205367	Heartfull	兵庫県神戸市西区今寺3-9 ミュゼ大蔵谷401	株式会社Heartfull	兵庫県神戸市西区今寺3-9 ミュゼ大蔵谷401	令和6年9月30日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第394号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890100478	グループホームもりきた	兵庫県神戸市東灘区森北町6丁目1-1	社会福祉法人 神戸福生会	兵庫県神戸市兵庫区里山町1番48	令和6年10月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2890100478	グループホームもりきた	兵庫県神戸市東灘区森北町6丁目1-1	社会福祉法人 神戸福生会	兵庫県神戸市兵庫区里山町1番48	令和6年10月1日	認知症対応型共同生活介護
2890700392	KOBE 須磨きらくえん 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字管ノ池3-1	社会福祉法人 きらくえん	兵庫県尼崎市長洲西通2-8-3	令和6年10月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2890700400	神港園サニープラザ妙法寺	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石1番4号	社会福祉法人 神港園	兵庫県神戸市西区神出町東字丸ケ岡1188番地の345	令和6年10月1日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
2890800713	グループホームたのしい家神戸ジェームス山	兵庫県神戸市垂水区青山台1丁目25番17号	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	令和6年10月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護

2890800713	グループホームたのしい家神戸ジェームス山	兵庫県神戸市垂水区青山台1丁目25番17号	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	令和6年10月1日	認知症対応型共同生活介護
2890800721	デイサービスセンターたのしいデイ神戸ジェームス山	兵庫県神戸市垂水区青山台1丁目25番17号	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	令和6年10月1日	介護予防認知症対応型通所介護
2890800721	デイサービスセンターたのしいデイ神戸ジェームス山	兵庫県神戸市垂水区青山台1丁目25番17号	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	令和6年10月1日	認知症対応型通所介護

神戸市告示第395号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の33の規定により、清算終了の届出があったので、同施行規則第19条の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

元栄海四丁目町内会

(2) 主たる事務所

神戸市中央区栄町通4丁目3番12号

(3) 清算人の氏名

吉越 克彦

(4) 清算人の住所

神戸市中央区元町通4丁目6番15号

2 清算終了の年月日

令和6年10月10日

神戸市告示第396号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

栄団地自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区押部谷町栄290番地の45

(3) 代表者の氏名

狩場 泰治

(4) 代表者の住所

神戸市西区押部谷町栄290番地の45

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区押部谷町栄349番地の6」を「神戸市西区押部谷町栄290番地の45」に改める。

(2) 代表者の氏名

「坂本 昌一」を「狩場 泰治」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区押部谷町栄349番地の6」を「神戸市西区押部谷町栄290番地の45」に改める。

3 変更の年月日

令和6年4月14日

神戸市告示第397号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件（平成24年4月神戸市告示第121号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月29日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

2(1)中「法第18条第2項」の次に「若しくは第4項」を加える。

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により松が枝町地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路として指定したものは次のとおりです。

令和6年10月29日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和6年度 第1号	令和6年10 月17日	神戸国際港都 建設道路事業 3. 4. 10号 垂水妙法寺線	神戸市須磨区明神 町5丁目16番75 地先～明神町5丁 目22番2地先	60	16～28

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和6年10月29日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R6-6号	令和6年 10月11日	神戸市西区前開南町1丁目20番1、21番4、西区伊川谷町前開字自分山ノ内1407番3、1407番4	26.89	5.97

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市西区玉津町上池字永長4番1、玉津町新方字南方471番6、474番4）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認定の取消し（令和6年10月4日第R6-6号）をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和6年10月29日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の事業計画を定めたので、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第182条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年10月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

- 1 防災街区整備事業の名称
神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業
- 2 事業施行期間
令和6年10月29日から令和10年3月31日まで
- 3 施行地区
神戸市兵庫区下三条町の一部
- 4 施行者の名称
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造
- 5 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階
神戸市都市局工務課
- 6 事業計画において定めた設計の概要についての認可の年月日
令和6年10月15日
- 7 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和6年11月27日

神戸市公告

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第183条第1項の規定により、兵庫県知事から神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたので、同法第183条第2項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成9年11月6日政令第324号）第24条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年10月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 縦覧の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課

2 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年10月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区岡本8丁目72番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市東灘区岡本3丁目13番1号
有限会社マツモトビル
代表取締役 小野 美香
- 3 許可番号
令和6年2月29日 第8169号
(変更許可 令和6年5月22日 第2122号)
(変更許可 令和6年9月18日 第2150号)
(変更許可 令和6年10月10日 第2160号)

神戸市公告

神戸市名誉市民条例（昭和44年11月条例第52号）第1条の規定により神戸市名誉市民の称号を贈ったので、同条例第3条の規定により次のとおり顕彰します。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

1 神戸市名誉市民の称号を贈った者

井茂雅吉

(1) 学歴

昭和36年3月 京都学芸大学美術科卒業（現京都教育大学）

(2) 経歴

昭和36年4月 芦屋女子高等学校教諭（現芦屋学園）

昭和48年4月 親和女子大学文学部非常勤講師（現神戸親和大学）

昭和59年4月 読売書法会理事

平成3年4月 京都教育大学教育学部教授

平成3年4月 一東書道会会長

平成7年5月 京都教育大学名誉教授

平成9年6月 日展第5科評議員

平成13年4月 社団法人全日本書道連盟理事長

平成14年4月 兵庫県書作家協会会長

平成15年6月 社団法人日展理事

平成17年6月 社団法人日展常務理事

平成21年4月 社団法人全日本書道連盟理事長

平成21年4月 社団法人日本書芸院理事長

平成24年4月 公益社団法人全日本書道連盟名誉顧問

平成24年4月 公益社団法人日本書芸院最高顧問

平成24年4月 日本芸術院会員

平成24年4月 読売書法会最高顧問

平成27年4月 日本書道ユネスコ登録推進協議会副会長

平成28年6月 公益社団法人日展副理事長

令和2年7月 神戸芸術文化会議顧問

令和3年8月 日本書道文化協会会長

令和4年6月 公益社団法人日展顧問

令和5年4月 兵庫県書作家協会最高顧問

令和6年4月 神戸芸術文化会議名誉顧問

(3) 受賞歴

平成元年11月 兵庫県文化賞

平成10年11月 神戸市文化賞

平成13年11月 日展内閣総理大臣賞

平成13年11月 文部科学大臣表彰「地域文化功労者表彰」

平成15年3月 日本芸術院賞

平成 17 年 5 月	神戸新聞平和賞
平成 21 年 6 月	神戸市政功労者表彰
平成 29 年 11 月	紺綬褒章
平成 30 年 1 月	文化功労者
令和 5 年 11 月	文化勲章

2 事績の概要

井茂雅吉(雅号 井茂圭洞)氏は、神戸市出身・在住の日本を代表する書家であり、伝統的な書の美しさと、現代の美的感覚を備えた「散らし書き」と呼ばれる「かな」書きの手法が評価されている。

県立兵庫高校在学中に深山龍洞氏に師事し、昭和 36 年日本美術展覧会(以下、日展)で初入選を果たし、平成 10 年神戸市文化賞、平成 13 年日展内閣総理大臣賞、平成 15 年日本芸術院賞、平成 30 年文化功労者など数多くの賞を受賞し、令和 5 年には文化勲章を受章した。

同氏は長年神戸を拠点に活躍を続けており、本市に多数の作品の寄贈を行っている。また、「神戸ゆかりの美術館」及び「神戸ファッション美術館」にて令和 4 年度より開催している日本最大級の総合美術展「日展神戸展」の主催である公益社団法人日展の顧問を務め、同氏の作品展示も行っている。加えて、神戸の芸術文化をより一層高揚していくために昭和 48 年に設立した神戸芸術文化会議では、設立当初から一員として活動し、令和 2 年度からは顧問、令和 6 年度からは名誉顧問に就任するなど、神戸市の文化の発展・継承に多大な貢献をした。

さらに、日本書道文化協会会長や公益社団法人日本書芸院最高顧問をはじめとする複数の書道団体に要職を務めるとともに、令和 3 年に登録された登録無形文化財「書道」の普及啓発活動を行っている。また、日本書道ユネスコ登録推進協議会の副会長を務め、同氏の尽力により、令和 6 年 1 月には「書道」のユネスコ無形文化遺産への登録について提案を行うことを文化庁が正式決定するなど、日本の書道文化の振興と発展をけん引した功績は卓絶している。

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年10月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年10月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新長田駅前ビル

神戸市長田区若松町5丁目5番1号

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数
新長田駅前駐車場	店舗東側隔地駐車場	45台
新長田地下駐車場	店舗西側隔地駐車場	55台
合 計		100台

(変更後)

位置		収容台数
新長田駅前駐車場	店舗東側隔地駐車場	100台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位置	出入口の数
店舗東側隔地駐車場東	入口：1箇所
	出口：1箇所
店舗西側隔地駐車場北	入口：1箇所
	出口：1箇所

合計	4箇所
----	-----

(変更後)

位置	出入口の数
店舗東側隔地駐車場東	入口：1箇所
	出口：1箇所
合計	2箇所

3 変更する年月日

令和6年10月31日

4 変更する理由

届出している2つの駐車場のうち1つが閉鎖される計画のため。

5 届出年月日

令和6年10月2日

6 縦覧期間

令和6年10月29日から令和7年3月3日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年10月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市北区淡河町 平井 修三	神戸市北区淡河町 加嶋 和子	北区淡河町南僧尾字中所 2058 北区淡河町南僧尾字中所 2059	田 1,206 田 2,492	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 平井 修三	神戸市北区淡河町 正神 治孝	北区淡河町南僧尾字平井沢 2174 北区淡河町南僧尾字平井沢 2175 北区淡河町南僧尾字平井沢 2176	田 1,955 田 2,483 田 1,924	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 平井 修三	神戸市北区淡河町 辻野 保義	北区淡河町南僧尾字平井沢 2200-1 北区淡河町南僧尾字平井沢 2200-2 北区淡河町南僧尾字平井沢 2200-3	田 2,026 田 619 田 600	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 才ノ元 義幸	神戸市北区西山 銅本 直	北区道場町塩田字大歳 1659	田 2,669	本公告日 令和15年12月31日	28,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当 該年に係る借賃の全額 を甲の指定する預金口 座へ振り込む。
神戸市北区大沢町 岡波 睦雄	神戸市北区大沢町 高山 壽和	北区大沢町中大沢字岡ノ垣内 3109	田 2,357	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区八多町 藤原 奈々	神戸市北区八多町 他谷 恒治	北区八多町附物字宮ノ下 362-1 北区八多町附物字宮ノ下 372	田 556 田 1,249の内590	本公告日 令和15年12月31日	14,000円/1筆 15,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当 該年に係る借賃の全額 を甲の住所へ持参す る。
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎谷町 藤本 由夫	西区榎谷町栃木字堂ノ前 250 西区榎谷町栃木字堂ノ前 1054-1 西区榎谷町栃木字堂ノ前 1054-2	田 807 田 1,356 田 114	本公告日 令和7年3月31日	4,900円/1筆 8,200円/1筆 690円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当 該年度に係る借賃の全 額を甲の指定する預金 口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町 細久保 昭二	神戸市須磨区妙法寺 井上 千歌	西区伊川谷町前開字眞善坊 153 西区伊川谷町前開字眞善坊 156 西区伊川谷町前開字松本坊 195-1 西区伊川谷町前開字松本坊 198	田 787 田 356 田 1,536 田 692	本公告日 令和9年3月31日	30,000円/1筆 30,000円/1筆 30,000円/1筆 30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当 該年度に係る借賃の全 額を甲の指定する預金 口座へ振り込む。

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積 m ²					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市大久保町 谷 彰太	西区平野町黒田字下河原 295	田 3,092	令和6年10月31日 令和17年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の 指定する方法で支払 う。
明石市大久保町 大西 優作	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の 指定する方法で支払 う。

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 m ²	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市北区大沢町日西原1187 NAE LAB 株式会社 代表取締役 東馬場 怜司	神戸市北区大沢町 藤本 喜郎	北区大沢町日西原字大西 2976	田 1,379	本公告日 令和25年12月31日	13,790円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市北区大沢町日西原1187 NAE LAB 株式会社 代表取締役 東馬場 怜司	神戸市北区有野台 坂口 久治 神戸市北区大沢町 坂口 良子	北区大沢町日西原字大西 2977	田 1,423	本公告日 令和25年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市北区大沢町日西原1187 NAE LAB 株式会社 代表取締役 東馬場 怜司	神戸市北区大沢町 山口 和也	北区大沢町日西原字大西 2982	田 2,793	本公告日 令和25年12月31日	120,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市北区泉台 西山 義雄	神戸市西区平野町 吉川 利実	西区平野町芝崎字種田 18	田 1,724の内862	本公告日 令和9年3月31日	8,620円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市長田区西丸山町 伊藤 寛	神戸市西区平野町 吉川 利実	西区平野町芝崎字種田 18	田 1,724の内862	本公告日 令和9年3月31日	8,620円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

(4)所有権移転

所有権の移転を受ける者(乙)		所有権の移転を行う者(甲)		所有権の移転を受ける土地			所有権の移転の内容						所有権の移転に係る当事者間の法律関係
氏名	住所	氏名	住所	所在及び地番	地目		面積 (㎡)	土地の利用目的	所有権移転の時期	対価	対価の支払いの方法	土地の引き渡し時期	
					登記簿	現況							
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	伊藤 偉喬	明石市藤江	西区岩岡町岩岡 字西嶋223-2	田	田	1,367	水田として 利用	令和6年 11月11日	3,158,085円	令和6年10月 30日までに対 価の全額を甲 の指定する預 金口座へ振り 込む。	令和6年 11月11日	売買
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	橋本 悟	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋223-3	田	田	811	水田として 利用	令和6年 11月11日	1,873,597円	令和6年10月 30日までに対 価の全額を甲 の指定する預 金口座へ振り 込む。	令和6年 11月11日	売買
				西区岩岡町岩岡 字西嶋227-1	田	田	1,179			2,723,762円			
				西区岩岡町岩岡 字西嶋228-2	田	田	845			1,952,145円			
				西区岩岡町岩岡 字西嶋229-1	田	田	1,184			2,735,313円			
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	久森 晃子	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋227-2	田	田	1,953	水田として 利用	令和6年 11月11日	4,511,881円	令和6年10月 30日までに対 価の全額を甲 の指定する預 金口座へ振り 込む。	令和6年 11月11日	売買

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	和田 忠義	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋228-1	田	田	2,404	水田として 利用	令和6年 11月11日	5,553,795円	令和6年10月 30日までに 対価の全額を 甲の指定する 預金口座へ振 り込む。	令和6年 11月11日	売買
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	高見 嘉彦	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋229-2	田	田	1,994	水田として 利用	令和6年 11月11日	4,606,600円	令和6年10月 30日までに 対価の全額を 甲の指定する 預金口座へ振 り込む。	令和6年 11月11日	売買
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	高見 哲也	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋231-1	田	田	2,177	水田として 利用	令和6年 11月11日	5,029,372円	令和6年10月 30日までに 対価の全額を 甲の指定する 預金口座へ振 り込む。	令和6年 11月11日	売買
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	秋田 和彦	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋231-2	田	田	1,030	水田として 利用	令和6年 11月11日	2,379,537円	令和6年10月 30日までに 対価の全額を 甲の指定する 預金口座へ振 り込む。	令和6年 11月11日	売買
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	持分2分の1 三木 久子 持分2分の1 三木 章司	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋232-1	田	田	1,183	水田として 利用	令和6年 11月11日	2,733,003円	令和6年10月 30日までに 対価の全額を 甲の指定する 預金口座へ振 り込む。	令和6年 11月11日	売買
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	松尾 美知男	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋232-2	田	田	1,862	水田として 利用	令和6年 11月11日	4,301,650円	令和6年10月 30日までに 対価の全額を 甲の指定する 預金口座へ振 り込む。	令和6年 11月11日	売買

令和6年10月29日 神戸市公報第3883号

株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	杉尾 武夫	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋234-1	田	田	3,179	水田として 利用	令和6年 11月11日	7,344,224円	令和6年10月 30日までに対 価の全額を甲 の指定する預 金口座へ振り 込む。	令和6年 11月11日	売買
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	辰巳 重義	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋235-1	田	田	4,971	水田として 利用	令和6年 11月11日	11,484,158円	令和6年10月 30日までに対 価の全額を甲 の指定する預 金口座へ振り 込む。	令和6年 11月11日	売買
株式会社 エコファーム 代表取締役 佐藤 正典	神戸市西区岩岡町野中 564-5	秋田 昌彦	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡 字西嶋295-2	田	田	2,043	水田として 利用	令和6年 11月11日	4,719,801円	令和6年10月 30日までに対 価の全額を甲 の指定する預 金口座へ振り 込む。	令和6年 11月11日	売買

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第2号

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則
(神戸市立幼稚園園則の一部改正)

第1条 神戸市立幼稚園園則(昭和23年12月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第13条 幼児を入園させようとするときは、保護者は、 <u>所定</u> の入園申込書を提出しなければならない。	第13条 幼児を入園させようとするときは、保護者は、 <u>様式第1号</u> による入園申込書を提出しなければならない。
第17条 園長は、本市立幼稚園において所定の教育課程を修了した幼児には、 <u>所定</u> の修了証書を授与する。	第17条 園長は、本市立幼稚園において所定の教育課程を修了した幼児には、 <u>様式第3号</u> による修了証書を授与する。
第18条 <u>この規則に掲げる書類の様式</u> は、 <u>所管課長</u> がそれぞれ定める。	

<p><u>第19条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て園長が定める。</p>	<p><u>第18条</u> この園則施行のため必要な事項は、教育長の承認を得て園長がこれを定める。</p>
--	--

様式第1号から様式第3号までを削る。

(神戸市立高等学校学則の一部改正)

第2条 神戸市立高等学校学則(昭和43年3月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(誓約書)</p> <p>第11条 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、<u>所定の</u>誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(転入学・編入学)</p> <p>第12条 転入学又は編入学を志願する者は、<u>所定の</u>転入学(編入学)願書をもって校長に願い出なければならない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(休学・転学・留学・退学)</p> <p>第15条 生徒が休学しようとするとき</p>	<p>(誓約書)</p> <p>第11条 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、<u>様式第1号による</u>誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(転入学・編入学)</p> <p>第12条 転入学又は編入学を志願する者は、<u>様式第2号による</u>転入学(編入学)願書をもって校長に願い出なければならない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(休学・転学・留学・退学)</p> <p>第15条 生徒が休学しようとするとき</p>

は所定の休学願をもつて、転学しようとするときは所定の転学願をもつて、留学しようとするときは所定の留学願をもつて、退学しようとするときは所定の退学願をもつて校長に願出なければならない。

2、3 [略]

4 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の復学願をもつて校長に願出なければならない。

5 留学中の生徒が在籍校に復帰するときは、所定の復帰願をもつて校長に願出なければならない。

(卒業)

第18条 [略]

2 校長は、卒業を認めた者には所定の卒業証書を授与するものとする。

(在学証明書、卒業証明書等)

第19条 校長は、在学する生徒に対して所定の在学証明書を、卒業した者に対して所定の卒業証明書を、修了した者に対して所定の修了証明書を、請求により必要に応じて交付するものとする。

は様式第3号による休学願をもつて、転学しようとするときは様式第4号による転学願をもつて、留学しようとするときは様式第5号による留学願をもつて、退学しようとするときは様式第6号による退学願をもつて校長に願出なければならない。

2、3 [略]

4 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、様式第7号による復学願をもつて校長に願出なければならない。

5 留学中の生徒が在籍校に復帰するときは、様式第8号による復帰願をもつて校長に願出なければならない。

(卒業)

第18条 [略]

2 校長は、卒業を認めた者には様式第9号による卒業証書を授与するものとする。

(在学証明書、卒業証明書等)

第19条 校長は、在学する生徒に対して様式第10号による在学証明書を、卒業した者に対して様式第11号による卒業証明書を、修了した者に対して様式第12号による修了証明書を、請求により必要に応じて交付するも

<p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第20条</u> この規則に掲げる書類の様式は、<u>所管課長がそれぞれ定める。</u></p> <p><u>第21条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>教育長の承認を得て校長が定める。</u></p>	<p>のとする。</p> <p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第20条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>教育長の承認を得て校長が定める。</u></p>
---	---

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市選告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年10月18日

神戸市選挙管理委員会

委員長 安達和彦

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,781</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>206,502</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,877</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,354</u>
	灘区	<u>36,044</u>
	中央区	<u>37,212</u>
	兵庫区	<u>30,235</u>
	北区	<u>58,852</u>
	長田区	<u>25,667</u>
	須磨区	<u>43,630</u>
	垂水区	<u>58,819</u>
	西区	<u>65,192</u>